

翻訳：

イブン・ハズム著『伝承による装飾』より「賃約の書」(2)

Translation: Ibn Ḥazm, “Book of Ijāra” from *al-Muḥallā bi-al-āthār*, Part 2

狩野 希望

Nozomi KANO

I. はじめに

本稿は、イブン・ハズム（‘Alī ibn Aḥmad ibn Ḥazm, d. 456/1064）による実定法学の書『伝承による装飾』（*al-Muḥallā bi-al-āthār*）より、「賃約の書」（“Kitāb al-ijārāt wa-al-ujarā”）の後半部を翻訳したものである。

なお、本稿では翻訳にあたり、*al-Muḥallā bi-al-āthār fī sharḥ al-Mujallā bi-al-ikhtisār: fī masā’il al-sharī‘a ‘alā mā awjaba-hu al-Qur’ān wa-al-sunan al-thābita ‘an Rasūl Allāh*, Khālid al-Rabbāt (ed.), 19 vols., Bayrūt; Dār Ibn Ḥazm, 2016 を底本として使用した。

II. 翻訳

1307

命題：礼拝とアザーンに係る雇用（ijāra）⁽¹⁾は不適法である。ただし、カリフが連帯（ṣila）の観点に立ち、公金（amwāl al-muslimīna）から彼ら〔礼拝の導師やムアッズィン〕に〔賃金を〕与え〔て雇用す〕る場合か、あるいは、そのモスクに通う人々が、期間を限定して、自分たちと一緒にモスクに赴くことだけを目的として彼らを雇う場合ならよい。この〔後者の〕場合、アザーンやイカーマ〔の遂行〕はそこに居合わせた適任者〔であるその礼拝の導師やムアッズィン〕がおのずと行うこととなる。

同様に、齋戒、礼拝、ハッジ、ファトワー〔の発行〕⁽²⁾等、個人に課されたすべての義務行為に係る賃約も不適法である。また、不服従行為（ma‘ṣiya）に係る賃約もすべて不適法である。

⁽¹⁾賃約（ijāra）とは、物の使用利益（manfa‘a）や自由人の労務（‘amal）を移転する有償契約であり、賃貸借と雇用のいずれをも含む概念である。本稿では、人の賃約については文脈に応じて「雇用」と訳した。

⁽²⁾ザールヒル学派の法理論ではタクリドが否定されており、法学者ではない非専門家であっても各自でイジュティハードを行わなければならないとイブン・ハズムは主張する。そして、法律の専門家ではない者でも、クルアーンやスンナについて少しでも正しい知識があるならば、それに関するファトワーを発することが許されると述べている。Ibn Ḥazm, *al-Nubdha al-kāfiya fī uṣūl al-dīn*, Muḥammad Aḥmad ‘Abd al-‘Azīz (ed.), Bayrūt: Dār al-Kutub al-‘Ilmīya, 1985, 71; 74.

その理由は、このような賃約はみな財産を不当に貪ること (akl māl bi-al-bāṭil)^③ にあたるからである。義務的服従行為はそれらを行うことが不可欠であり、また、不服従行為はそれらを除くことが義務であるため、不服従行為を行うことにより賃金 (ujra) を得ることがあってはならない。それは財産を不当に貪ることである。また同様に、自発的服従行為についても、そこに金銭を得る条件を付すのは不適法である。なぜなら、そうすることで、それは神以外に向けた行為となるからである。

次の伝承が伝えられている。「ウスマーン・イブン・アビー・アース (‘Uthmān ibn Abī al-‘Āṣ, d. 55/674-5) は言った。『神の使徒が私に命じた最後のことは、アザーンで報酬 (ajr) を得ようとするようなムアッズィンは雇うな、ということである^④。』」

1308

命題：義務行為を、他人のために行って賃金を得るのは適法である。例えば、他人のために自発的なハッジを行ったり、他人のために自発的な礼拝を行ったり、他人のために自発的なアザーンを行ったり、他人のために自発的な齋戒を行ったりする [ことにより賃金を得る] ことである。[これらが適法であるのは] なぜならば、これらの行為はすべて、個人的義務行為でも集団的義務行為でもないからである。このような行為を行う人は、他人のために行うのであって、自分自身のために行うのではない。したがって、[神へ] 服従したわけでも背いたわけでもない。なお、この場合の雇用者 (musta’jir) は、神のために自発的に自らの財産を消費したことにはなる。したがって、自身の財産を用いて得た稼ぎによって、彼には [来世の] 報酬が与えられる。

1309

命題：義務行為の履行 (adā’) のための雇用は不適法であるが、虚弱者 (‘ajiz) または死者のために行う場合は別である。すでに [この著書中の] 「ハッジの書」と「齋戒の書」において明文に基づき述べたとおり、他人のためにそれら [ハッジや齋戒] を行うことは適法である^⑤。したがって、そのために人を雇うことも適法である。なぜなら、これに対する禁止は存在していないからである。したがってこれは、賃約 (mu’ajara) について神の使徒が示した命令^⑥—一般

^③ クルアーン第2章第188節「あなたがたの間で、不法にあなたがたの財産を貪ってはならない」に由来する。なお、本稿におけるクルアーンの日本語訳は、日本ムスリム協会『日亜対訳・注解：聖クルアーン』改訂版第8刷、日本ムスリム協会、2004に従った。

^④ 本稿ではイスナードの翻訳は省略し、脚注内に伝承者の名前のみ列記する。Ibn Abī Shayba (d. 235/849)—Hafṣ ibn Ghiyāth (d. 194/809–10)—Ash‘ath ibn ‘Abd al-Malik al-Ḥumrānī (d. 146/763–4)—al-Ḥasan al-Baṣrī (d. 110/728)—‘Uthmān ibn Abī al-‘Āṣ (d. 55/674–5); Abū Bakr ‘Abd Allāh ibn Muḥammad ibn Ibrāhīm ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, 16 vols., Riyāḍ: Maktaba al-Rushd, 2004, vol. 2, 50–51, no. 2381.

^⑤ Ibn Ḥazm, *Muḥallā*, vol. 6, 359–369; 467–483.

^⑥ 預言者ムハンマドが、ムザーラア (分益小作契約, muzāra‘a) を禁じ、ムアージャラ (賃約, mu’ajara) を命じたというハディースを指す。狩野希望「イブン・ハズム著『伝承による装飾』より

のうちに含まれるのである。行い忘れた礼拝や、寝過ごした礼拝や、行くと誓いを立て [たが行い忘れ] た礼拝については、それら [の履行] は本人が死亡するまではその本人に課されている。したがって、これら [が他人のために履行されるということ] とは、[本人が死亡した後に本人であるその] 死者のために履行されるということである。そして、死者のためにそれらの行為を履行する者を雇うことも適法である。しかし、意図的な礼拝さぼりについては、雇われた者もその礼拝を行う必要はない。むしろ、行うことはできない。それはすでに [原状を] 乖離している (fātāt) のである。したがって、履行が命じられないものをその人のために履行することは不適法である。神により成功がある。

1310

命題：泣き屋、または占いのための雇用は不適法である。なぜなら、これら泣き屋や占いは [行うことが] 禁止された不服従行為であり、これらに神のご加護はないからである。したがって、これらのために人を雇うことも、それらの行為を提供することも、不服従行為である。また、そのような罪や敵対行為に協力すること [も不服従行為である]。

1311

命題：瀉血 (hijāma) のための雇用は不適法である。ただし、[雇用者] 本人の健康を目的とするのであれば、瀉血師は賃金を受け取ってよい。もし瀉血師が承諾すれば、仕事完了前ではなく完了後に見積りし、相当の対価が支払われてもよい。同様に、繁殖のために雄の家畜 (faḥl) を賃借することも、それが 1 回きりであれ、回数確定した複数回であれ、完全に非合法である。もし契約の内容が雌の家畜 (unthā) を貸し借りするものであれば、これはさらに違法であり、無効 (bāṭil) であり、禁じられたものを食うこと⁽⁷⁾である。

次の伝承が伝えられている。「アブー・フライラ (Abū Hurayra, d. 58/678–9) は次のように言った。『神の使徒は、瀉血師の稼ぎ、犬の代金、家畜の種付けに対する報酬を禁じた⁽⁸⁾。』」

家畜の種付けに対する報酬と瀉血師の稼ぎを禁止することについては、経路の確かな伝承が神の使徒から数多く伝えられている。

また、アブー・ハニーファ (Abū Ḥanīfā, d. 150/767)、シャーフィイー (al-Shāfiʿī, d. 204/820)、アフマド [・イブン・ハンバル] (Aḥmad ibn Ḥanbal, d. 241/855)、アブー・スライマーン [・ダーウード・ハラフ・ザーヒリー] (Abū Sulaymān Dāwūd ibn Khalaf al-Zāhirī, d. 270/884) も、「家畜の種付けに対する賃金は不適法である」と述べている。

また、次の伝承も伝えられている。「シャウザブ・アブー・ムアーズ (Shawdhab Abū Muʿadh,

「賃約の書」(1)』『イスラム思想研究』2(2020), 3–4頁, 命題 1290 参照。

⁽⁷⁾ クルアーン第 5 章第 42 節「かれらは虚偽ばかりを聞き、禁じられたものを食う」に由来する。

⁽⁸⁾ al-Shuʿba al-Hajjāj (d. 160/776)—al-Mughīra ibn Miqsam (d. 136/753–4)—Ibn Abī Nuʿam (d. before 100/718–9)—Abū Hurayra (d. 58/678–9); Abū ʿAbd al-Raḥmān Aḥmad ibn Shuʿayb al-Nasāʿī, *Kitāb al-mujtabā: al-maʿrūf bi-al-Sunan al-ṣuḡhrā*, 9 vols., al-Qāhira: Dār al-Taʿsīl, 2012, vol. 7, 300, no. 4716.

没年不詳) は次のように言った。『バラウ・イブン・アズィブ (al-Barā' ibn 'Āzib, d. 71/690-1) は私に、<家畜の種付けに対する報酬は非合法である>と言った⁽⁹⁾。』

また、次の伝承も伝えられている。「アター・イブン・アビー・ラバーフ ('Atā' ibn Abī Rabāh, d. 114/732-3) によれば、アブー・フライラは次のように言った。『4つの禁忌とは、家畜の種付け [に対する報酬]、犬の代金、商売女への報酬 (mahr)、瀉血師の稼ぎである⁽¹⁰⁾。』

また、アターは次のようにも言った。「家畜の種付けに対して報酬が与えられてはならない。ただし、種付け用の雄が手に入らない場合ならばよい。これはカターダ (al-Qatāda ibn Di'āma, d. 117/735-6) の説である。」

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「マーリク [・イブン・アナス] (Mālik ibn Anas, d. 179/795) は、約定した回数分であれば、家畜の種付けに対する賃金を合法とした。しかし我々はマーリク学派 [のこの説] を支持する論拠 (hujja) をまったく知らないし、この説は明文 (naṣṣ) にも推論 (nazar) にも基づいていない。」

次のような不適正 (fāsid) で捏造された (mawḍū') 伝承も伝えられている。「アブドゥルジャッバル・イブン・ウマル ('Abd al-Jabbār ibn 'Umar, d. after 160/776-7) によれば、ラビーア (Rabī'a ibn Yazīd, d. 123/740-1) はこれ [家畜の種付けに対する報酬] を許可していた。また、アキール・イブン・アビー・ターリブ ('Aqīl ibn Abī Ṭālib, d. 50/670) ⁽¹¹⁾は種付け用の雄ヤギを持っていて、それで賃金を得ていた⁽¹²⁾。」

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「神は、家門内でのアキールの地位を強固にしており、自分の雄ヤギを種付け用にして賃金を得るヤギ飼いでいるような [地位] よりも高めているのである [から、このような伝承は捏造である]。」

瀉血師の賃金については、アブー・フライラから伝わる伝承をもって、それが禁止であることはすでに述べた。信徒たちの長ウスマーン ('Uthmān ibn 'Affān, d. 35/656) やその他の教友たちによっても [その禁止が] 伝えられている。一方で、イブン・アッバース ('Abd Allāh ibn 'Abbās, d. 68/687-8) は瀉血師の賃金を許可したと伝えられている。

これを許可する論者は、次のような伝承を根拠として主張する。「アナス (Anas ibn Mālik, d. 90-93/708-712) は言った。『預言者は或る奴隷を喚んで瀉血してもらったとき、彼に 1サーウ (sā') か 2サーウの穀物を与えるように命じ、奴隷の主人たちと交渉してその税 (kharāj) を軽

⁽⁹⁾ 'Abd al-Rahmān ibn Mahdī (d. 198/814)—Sufyān al-Thawrī (d. 161/777-8)—Shawdhab Abī Mu'adh (没年不詳); Abū Bakr 'Abd al-Razzāq ibn Hammām al-Ṣan'ānī, *Muṣannaf*, 9 vols., al-Qāhira: Dār al-Ta'ṣīl, 2015, vol. 6, 453, no. 15312.

⁽¹⁰⁾ Sulaymān ibn Mihrān al-A'mash (d. 147/764-5)—'Atā' ibn Abī Rabāh (d. 115/733); Abū 'Abd al-Rahmān Aḥmad ibn Shu'ayb al-Nasā'ī, *Kitāb al-sunan: al-ma'rūf bi-al-Sunan al-kubrā*, 20 vols., al-Qāhira: Dār al-Ta'ṣīl, 2012, vol. 7, 75, no. 4887.

⁽¹¹⁾ 第4代カリフ・アリー ('Alī ibn Abī Ṭālib, d. 40/661) の兄。

⁽¹²⁾ 'Abd al-Malik ibn Ḥabīb Ḥārik (d. 238/853)—Ṭalq ibn al-Samḥ (d. 211/826-7)—'Abd al-Jabbār ibn 'Umar (d. after 160/776-7); なお、本文内で翻訳を省略したイスナード部分で、イブン・ハズムは、このタルクという人物は正体不明であり、またアブドゥルジャッバル・イブン・ウマルも信頼性薄弱 (da'if) であると評している。

くさせた⁽¹³⁾。』

アリー・[イブン・ハズム]は言った。「これら2つの[預言者の]伝承はともに考慮されなければならない。我々は、預言者が事前の取り決め(mushārata)なく瀉血師に報酬を支払ったことを知っている。なお、報酬の支払いを事前に取り決めることは不適法である。なぜなら、それは不確知(majhūl)の行為だからである。[預言者が瀉血師に報酬を与えた]伝承については、その表面的な意味(zāhir)のまま理解するものではないということには異論がない。なぜなら、[アブー・フライラから伝わる]伝承において、瀉血師が[瀉血行為により]稼ぎを得ることは完全に禁止されているからである。しかし、遺産の相続分、戦利品の分け前、私領地(day'a)[からの分配分]、交易品等から稼ぎを得ることがみな任意行為(mubāh)であることに疑いはない。また、瀉血行為が禁じられていないことにも異論はない。さらに、瀉血師にも生計のために稼ぎは必要であり、それがなければ野垂れ死にしてしまう。したがって、その瀉血師が瀉血行為により稼ぎを得たことは例外であり、[基本はあくまでも]禁止なのである。よって、[瀉血師に報酬を与えた]預言者の行為はこの禁止から除外して扱われなければならない。預言者のこのような行為は、合法(halāl)な善行(hasan)ということとなる。ただし、その程度を超えたものは違法(harām)である。これについて、次の伝承が伝えられている。「アブー・ジャアファル(ʿAbū Jaʿfar)——彼はムハンマド・イブン・アリー・イブン・フサイン[バーキル](Muḥammad ibn ʿAlī ibn al-Ḥusayn al-Bāqir, d. 114/732-3)のことであり——は、『[報酬の支払いを]事前に取り決めせずに瀉血を行うのであれば問題ない』と言った⁽¹⁴⁾。」これは、アブー・スライマーン及び我々の師たちの説である。

1312

命題：クルアーンの教授、またクルアーンの学問の教授に係る雇用は適法である。月極であれ、全期間を定めるのであれ、すべて適法である。また、ルクヤ(ruqya)についての教授であれ、ムスハフ(muṣāḥif)の筆写やクルアーンの学問に関する書物の筆写についての教授であれ、すべて適法である。なぜなら、それらを禁止する明文が存在しないからである。むしろそれらは許可されている。

⁽¹³⁾ Shu'ba—Ḥumayd al-Ṭawīl (d. 142/759-60)—Anas ibn Mālik (d. 90-3/708-12); ʿAbd Allāh Muḥammad ibn Ismāʿīl al-Bukhārī, *Ṣaḥīḥ al-Bukhārī: wa-huwa al-jāmiʿ al-musnad al-ṣaḥīḥ al-mukhtaṣar min umūr Rasūl Allāh wa-sunanī-hi wa-ʿayyāmī-hi*, 10 vols., al-Qāhira: Dār al-Taʿrīf, 2012, vol. 3, 274, no. 2294 (ブハーリー『ハディース：イスラーム伝承集成』牧野信也訳, 全3巻, 1993-4, 上巻, 594-595); Muslim ibn al-Ḥajjāj, *Ṣaḥīḥ Muslim: wa-huwa al-musnad al-ṣaḥīḥ*, 8 vols., al-Qāhira: Dār al-Taʿrīf, 2014, vol. 4, 272, no. 1612/2 (ムスリム『日訳サヒーフ・ムスリム』磯崎定基他訳, 日本サウジアラビア協会, 全3巻, 1987-9, 第2巻, 620).

⁽¹⁴⁾ Ibn Abī Shayba—Wakīʿ ibn al-Jarrah (d. 197/812)—Maʿmar ibn Sālim (詳細不詳); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaḥ*, vol. 7, 325, no. 21268. なお、同書の校訂者は同頁脚注2にて、このマウマル・イブン・サーリムという人物について、他の写本ではMuʿtamir ibn Sālimと記載されている例もあったが、いずれの名前の人物も同定できなかつたと述べている。また、本来のイスナードはおそらく、Wakīʿ—Muʿtamir ibn Sulaymān (d. 187/802-3)—Salm ibn Abī al-Dhayyāl (没年不詳)だったのではないかと指摘している。

次の伝承が伝えられている。「イブン・アッバースによると、『預言者の教友の幾人かが或る泉のところを通りかかったとき、人々がくあなた方のうちに魔術師がいますか。この泉にはさそりに刺された人が居ますから』>と言った。そこで教友の一人が羊の群と引替えにコーランの<開巻>の章を唱えたところ、病人は治った。早速、羊が連れてこられたとき教友達はそれを斥け、コーランを唱えた人にくお前はコーランに対する報酬を受取るのか>と言った。やがて彼らはメディナに行き、神の使徒にく我々のうちの一人は神の書に対する報酬を受取りました>と言ったとき、彼はくあなた方が報酬を受けるのに最もふさわしいのは、神の書である>と応えた⁽¹⁵⁾。』

また、よく知られた伝承に、「神の使徒はとある男女を、その男が覚えているクルアーンの言葉でもって結婚させた」という伝承がある⁽¹⁶⁾。これはすなわち、[妻となる]相手にクルアーンの章句を教えること [を婚資とする結婚] である。

これは、マーリク、シャーフィイー、アブー・スライマーンの説である。

ハサン・[イブン・サーリフ・] イブン・ハイイ (al-Ḥasan ibn Ṣāliḥ ibn Ḥayy, d. 168/784-5) とアブー・ハニーファは、クルアーンの教授に係る賃金は不合法であると言っている。この説にタクリド (taqlīd) する人々は以下の伝承を根拠にそう主張する。「アブー・イドリース・ハウラーニー (Abū Idrīs al-Khawlānī, d. 80/699-700) は言った。『ウバイイ・イブン・カアブ (Ubayy ibn Ka'b, d. 19-35/640-57) のもとで、イエメンの人びとが [クルアーンを] 学んでいた。彼らの1人がウバイイに、神の道のために使うものとして身に着けていた弓を贈った。そこへ、神の使徒がウバイイに言った。くあなたはその弓を首に掛けて復活の日を迎え、炎に巻かれないのか⁽¹⁷⁾。』>』

この伝承に関連しては、ウバーダ・イブン・サーミト ('Ubāda ibn al-Ṣāmit, d. 34/654-5) も、神の使徒から弓の逸話を聞いている⁽¹⁸⁾。

また、[別の経路でも] ウバーダ・イブン・サーミトが預言者から同様の逸話を聞いたという伝承が伝えられている⁽¹⁹⁾。

⁽¹⁵⁾ al-Bukhārī (d. 256/870)—Abū Muḥammad Sīdān ibn Muḍārib al-Bāhili (没年不詳)—Abū Ma'shar al-Barā' Yūsuf ibn Yazīd (没年不詳)—'Ubayd Allāh ibn al-Akhnas Abū Mālik (d. 100/718-9)—Ibn Abī Mulayka (d. 117/735-6)—Ibn 'Abbās; al-Bukhārī, *Saḥīḥ al-Bukhārī*, vol. 7, 379-380, no. 5736 (ブハーリー『ハディース』, 中巻, 883-4).

⁽¹⁶⁾ al-Bukhārī, *Saḥīḥ al-Bukhārī*, vol. 7, 54-55, no. 5140 (ブハーリー『ハディース』, 中巻, 724); Muslim, *Saḥīḥ Muslim*, vol. 4, 35-37, no. 1444 (ムスリム『サヒーフ・ムスリム』, 第2巻, 445-456).

⁽¹⁷⁾ Qāsim ibn Aṣḥab al-Qurṭubī (d. 340/951)—'Abd Allāh ibn Rawḥ al-Madā'inī (没年不詳)—Shabāba Ibn al-Warqā' (d. 206/821-2)—Abū Zayd 'Abd Allāh ibn al-'Alā' al-Shāmī (d. 164/780-1)—Bishr ibn 'Ubayd Allāh (没年不詳)—Abū Idrīs al-Khawlānī (d. 80/699-700).

⁽¹⁸⁾ Ibn Abī Shayba—Wakī' ibn al-Jarraḥ—Ḥumayd ibn 'Abd al-Raḥmān al-Ru'āsī (d. 189/804-5)—al-Mughīra ibn Ziyād al-Mawṣilī (d. 152/769)—'Ubāda ibn Nusayy Qāḍī al-Urdun (d. 110/728-9)—Aswad ibn Tha'laba (没年不詳); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 295-296, no. 21117.

⁽¹⁹⁾ Abū Dāwūd (d. 275/889)—'Amr ibn 'Uthmān ibn Sa'īd ibn Kathīr (d. 250/864-5)—Baḳīya ibn al-Walīd (d. 197/812-3)—Bishr ibn 'Abd Allāh ibn Yasār (没年不詳)—'Ubāda ibn Nusayy Qāḍī al-Urdun—Junāda ibn Abī Umayya (d. 80-6/699-705); Abū Dāwūd Sulaymān ibn al-Ash'ath al-Sijistānī, *al-Sunan*, Abū Turāb 'Adil ibn Muḥammad and Abū 'Amr 'Imād al-Dīn ibn 'Abbās (eds.), 8 vols., al-Qāhira: Dār al-Ta'sīl, 2015, vol. 5, 470, no. 3372.

また、次の伝承も伝えられている。「トゥファイル・イブン・アムル (al-Ṭufayl ibn ‘Amr, d. 12/633) はウバイイ・イブン・カアブに対して、[クルアーン教授への礼として] 弓とともに食事を提供したが、[通常考えられるよりも] 多い分量の食事が用意してあった。ウバイイは神の使徒に言った。「神の使徒よ、我々は彼ら [トゥファイルら] の食事を食べます。」神の使徒は言った。「あなた以外の人のために用意された食事については、あなたがその食事の席に居合わせたならば、それを食べても問題ない。しかし、あなたのために用意された食事については、もしそれを食べたならば、自分への報奨 (khilāq) としてそれを食べたということになる⁽²⁰⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「ウバイイ・イブン・カアブからクルアーンを読誦してもらっていた人が、ウバイイに朝食を振る舞った。そこへ、預言者がウバイイに言った。『もしその朝食があなたへ贈られたものであるなら、それを食べることに善 (khayr) は存在しない。もし [あなたから教わっていた] その人、またはその家の人々の食事であれば問題ない⁽²¹⁾。』

また、次の伝承も伝えられている。「アブドゥッラフマーン・イブン・シブル (‘Abd al-Rahmān ibn Shibl, d. 50/670) は言った。『私は神の使徒がこう言うのを聞いた。<クルアーンを学びなさい。学びを超え出ることなく、学びにおいてぞんざいになることなく、学びで飯を食うことなく、学びにより驕り高ぶることなく、学びにより欲深くなることなく⁽²²⁾。>』

また、アウフ・イブン・マーリク (‘Awf ibn Mālik, d. 73/692-3) からのもこれと同様の伝承が伝えられている。それによると、[神の使徒は、] クルアーンを読誦した者に贈られた弓について、あなたは炎の弓を首に掛けたいというのか、と言ったという。

また、アブドゥッラー・イブン・マアキル (‘Abd Allāh ibn Ma‘qil, d. 80/699-700) について、ラマダーン月の礼拝を先導したことに對し、アミールが彼に謝金を与えた。しかし、アブドゥッラーはこれを拒否して言った。「我々はクルアーンのために報酬は受け取らない。」

また、次の伝承も伝えられている。「アブドゥッラー・イブン・シャキーク (‘Abd Allāh ibn Shaqīq, d. 108/726-7) は言った。『神の使徒の教友たちは、ムスハフを売買することと、血の代償 (arsh) で奴隷を教育することを嫌い、それらの忌避をよしとしていた⁽²³⁾。』

また、イブラーヒーム [・ナハイ] (Ibrāhīm al-Nakha‘ī, d. 96/714-5) は、教師が [報酬を] 求めることを嫌い、またクルアーンの教授に対して報酬を得ることを嫌っていた⁽²⁴⁾。

また、シュウバ (al-Shu‘ba al-Hajjāj, d. 160/776) とスフヤーン [・サウリー] により、次の伝承が伝えられている。シュウバによれば、「アンマール・イブン・ヤースイル (‘Ammār ibn Yāsir, d.

⁽²⁰⁾ Sa‘īd ibn Mansūr (d. 227/842)—Ismā‘īl ibn ‘Ayyāsh (d. 182/798-9)—‘Abd Rabbihī ibn Sulaymān ibn ‘Umayr ibn Zaytūn (没年不詳)—al-Ṭufayl ibn ‘Amr (d. 12/633).

⁽²¹⁾ Ibn Abī Shayba—Muḥammad ibn Maysar Abū Sa‘d (没年不詳)—Mūsā ibn ‘Alī ibn Rabāh (d. 163/779-80)—‘Alī ibn Rabāh (d. 114/732-3); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 296, no. 21119.

⁽²²⁾ Ibn Abī Shayba—‘Affān ibn Muslim (d. 220/835)—Abān ibn Yazīd al-‘Attār (d. 160/776-7)—Yaḥyā ibn Abī Kathīr (d. 129/746-7)—Zayd ibn Abī Salām (没年不詳)—Abū Salām Mamṭūr al-Ḥabashī (没年不詳)—Abū Rāshid al-Ḥubrānī (没年不詳); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 3, 405-406, no. 7817.

⁽²³⁾ Sa‘īd ibn Mansūr—Khālid ibn ‘Abd Allāh al-Ṭahhān (d. 179/795 or 182/798)—Sa‘īd ibn Iyās al-Jurayrī (d. 144/761-2); ‘Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 6, 459, no. 15349.

⁽²⁴⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 294, no. 21109.

37/657–8) は、ラマダーン月にクルアーンを読誦した人々に〔報酬を〕与えた。そのことがウマル (‘Umar ibn al-Khattāb, d. 23/644) の耳に伝わると、ウマルはそれを嫌った。」また、スフヤーンによれば、「サアド・イブン・アビー・ワッカース (Sa‘d ibn Abī Waqqās, d. 55/674–5) が、『私は、クルアーンを読誦する者を 2 千 [ディルハムの俸給を受ける者の序列] に加えた』と言うと、ウマルは言った。『一体ぜんたいつまり、神の書に対して代金が与えられるということか⁽²⁵⁾。』

また、アブドゥッラー・イブン・ヤズィード (‘Abd Allāh ibn Yazīd, d. 70/689–90) とシュライフ (Shurayh ibn al-Hārith, d. 76–80/695–700) によれば、「神の書のために代金を得てはならない⁽²⁶⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。『ダッハク・イブン・カイス (al-Daḥḥāk ibn Qays, d. 64/684) は、ムアズィンでありかつクルアーンを教えている人物に向かって言った。「私は、神の問題に関してはあなたを嫌悪します。なぜなら、あなたは歌うようにアザーンを行うし、神の書で報酬を得ているからです⁽²⁷⁾。』

また、イブン・スィーリーン (Ibn Sīrīn, d. 110/728–9) は、ムスハフで賃金を得ることを嫌った。

また、アルカマ (‘Alqama, 没年不詳) も同じくこれを嫌ったとされる。

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「これらはすべて、彼ら [報酬を否定する論者たち] が主張するところである。しかし我々は、サアドとアンマールがクルアーンを読誦に〔報酬を〕与えていたことをすでに述べた。また、次の伝承も伝えられている。『ワディーン・イブン・アター (al-Waḍīn ibn ‘Atā’, d. 156/772–3) は言った。<メディナの街には 3 人の教師がいて、少年たちを教えていた。ウマル・イブン・ハッターブは、教師それぞれに毎月 50 [ディルハム] を与えていた⁽²⁸⁾。>』

また、次の伝承も伝えられている。「イブン・スィーリーンは言った。『メディナの街にある教師がおり、そのもとに重要な一族の子弟たち (anbā’ awliyā’ al-dīkhām) が通っていた。彼らは、新年 (nayrūz) や祝祭 (mahrajān) のことについて学んでいた⁽²⁹⁾。』

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「ムハンマド・イブン・スィーリーンは [、教師を雇っていたのは] 教友の中でも重要な者たちであったと認識しており、つまりそのような [重要な] 教友たちからウバイイ・イブン・カアブは [報酬を] 得ていたのである。また、アブー・カタールダ (Abū Qatāda, d. 54/674) も [またそのような雇い主であったと、イブン・スィーリーンは認識しており]、したがって、彼ら以外の教友たち [も同様に教師に報酬を与えていたということである]。』

また、次のような伝承も伝えられている。「ハカム・イブン・ウタイバ (al-Ḥakam ibn ‘Utayba,

⁽²⁵⁾ Shu‘ba/Sufyān al-Thawrī—Abū Ishāq al-Shaybānī (d. 189/805)—Usayr ibn ‘Amr (没年不詳); Ḥamīd ibn Zanjawayh, *Kitāb al-amwāl*, Shākir Zīb Fayyād (ed.), 3 vols., al-Riyād: Markaz al-Malik Fayṣal li-al-Buḥūth wa-al-Dirāsāt al-Islāmiya, 1986, vol. 3, 572, no. 943.

⁽²⁶⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 181, no. 20459; 182, no. 20469.

⁽²⁷⁾ Hammād ibn Salama (d. 167/784)—‘Abd Allāh ibn ‘Uthmān al-Qurashī (d. 132/749–50)—Bilāl ibn Sa‘d al-Dimashqī (d. 120/737–8); ‘Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 1, 29–30, no. 1868.

⁽²⁸⁾ Ibn Abī Shayba—Wakī—Ṣadaqa al-Dimashqī (d. 166/782–3); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 294, no. 21108.

⁽²⁹⁾ Ibn Abī Shayba—Wakī—Mahdī ibn Maymūn (d. 171–2/787–9); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 295, no. 21116.

d. 1135/731-2) は言った。『教師の報酬を嫌う者を私は知らない⁽³⁰⁾。』

また、アターとアブー・キラバ (Abū Qilāba, d. 104-7/722-5) によれば、クルアーンの教授のために教師に報酬を支払うことは許される⁽³¹⁾。また、ハサン [・バスリー] (al-Ḥasan al-Baṣrī, d. 110/728) とアルカマは、ムスハフの筆写に対して賃金を支払うのを許していた⁽³²⁾。

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「この件に関する伝承については、預言者 [の発言] にまで言及しているものはいずれもサヒーフではない。

アブー・イドリース・ハウラーニーによる、ウバイイ・イブン・カウブに関する伝承については、これはムンカティウ (munqati‘) ⁽³³⁾の伝承である。アブー・イドリースがウバイイから直接に聞くということはあるえない。同じく、その他 [のウバイイに関する] 伝承もムンカティウである。なぜなら、アリー・イブン・ラバーフ (‘Alī ibn Rabāḥ, d. 114/732-3) はウバイイ・イブン・カウブと面識がなかったからである⁽³⁴⁾。

また、ウバーダ・イブン・サーミトのハディースについては、その伝承者の中にアスワド・イブン・サアラバ (Aswad ibn Tha‘laba, 没年不詳) がいるが、彼は正体不明の人物 (majhūl) であり、アリー・イブン・マディーニー (‘Alī ibn al-Madīnī, d. 234/848-9) やその他の者も、アスワドの言葉は伝えていない⁽³⁵⁾。また別の問題点として、バキーヤ (Baqīya ibn al-Walīd, d. 197/812-3) が伝承経路に含まれている [伝承がある] が、彼は信頼性薄弱 (da‘īf) である⁽³⁶⁾。

そして3つ目の問題点として、イスマーイール・イブン・アイヤーシュ (Ismā‘īl ibn ‘Ayyāsh, d. 182/798-9) が伝承経路に含まれている [伝承がある] が、彼も信頼性薄弱であり、そして、これはムンカティウ [の伝承] でもある⁽³⁷⁾。

また、アブドゥッラフマーン・イブン・シブルの伝承については、その [伝承経路の] 中にアブー・ラーシド・フブラーニー (Abū Rāshid al-Ḥubrānī, 没年不詳) が含まれているが、彼も正体不明の人物である⁽³⁸⁾。

もし、これら [反対説の根拠とされる伝承] が真正なものであったとしても、アブー・ハニーファや彼の弟子たちの説とは矛盾することとなる。これらの伝承はみな、賃金なしの場合、または、[報酬についての] 事前の取り決めがない場合について述べている伝承なのであって、しかもこれらの伝承はそれを肯定している。しかし、彼ら [否定説を唱える論者たち] は引用

⁽³⁰⁾ Ibn Abī Shayba—Yazid ibn Hārūn (d. 206/822)—Shu‘ba; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 295, no. 21113.

⁽³¹⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 293, no. 21104; 294, no. 21107.

⁽³²⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 294, no. 21111.

⁽³³⁾ 伝承経路に断絶がある伝承。イブン・ハズムは、ある教友からその伝承を伝えたとする後継者世代 (tābi‘ūn) あるいはそれ以降の世代の伝承者がその教友を直接的に知らないという場合がムンカティウであると述べている。Ibn Ḥazm, *al-Nubdha kāfiya fī uṣūl al-dīn*, 28-29 (English tr. by Adam Sabra, “Ibn Ḥazm’s Literalism: A Critique of Islamic Legal Theory,” in Camilla Adang et al. (eds.), *Ibn Ḥazm of Cordoba: The Life and Works of a Controversial Thinker*, Leiden: Brill, 2013, 97-160, 123).

⁽³⁴⁾ 脚注(22)参照。

⁽³⁵⁾ 脚注(19)参照。

⁽³⁶⁾ 脚注(20)参照。

⁽³⁷⁾ 脚注(21)参照。

⁽³⁸⁾ 脚注(23)参照。

する伝承の数を水増しし、しかも、そうまでして引用した伝承には彼らが否定するところのものは含まれていない。彼ら[の主張]は、[自ら引用した]伝承の内容と矛盾しているのである。したがって、この命題における[彼ら否定論者の]説はみな無効である。事実、教友たちの見解も一致していない。よって、[有効な論拠としては、]我々が[初めに]提示した、預言者にさかのぼる真正な伝承2つが残ったこととなる。なお、これら伝承に異論を唱える者はない。神により成功がある。

1313

命題：商売(tijāra)のために人を雇うことは、期間と金額を約定するものであれ、例えば勤仕(khidma)や代理(wakāla)のような包括的なものであれ、適法である。また、原告であれ被告であれ、訴訟当事者(mukhāṣim)の答弁の伝達するため、証人(bayyina)の呼出しのため、また、証人を裁判官(hākim)のもとへ同行させるため、誓言(yamīn)の要請のため、各種請求権(huqūq)の実行のため、出廷義務がある人物の連行のために人を雇うことも適法である。なぜならこれらはすべて、賃約として預言者が命じたもののうちに含まれる行為だからである。

1314

命題：アミールが、人々の間を裁定する人物を月単位の契約で雇うことも、すでに述べたとおり適法である。

1315

命題：医者が[患者を]治癒(bur')するよう事前に条件付けることは、完全に不適法である。なぜなら、治癒とは神の手の内にあるものであって、個々の人間の手の内にはないからである。医者とは、病いに対抗する処置を施すことにより自然の治癒力を高めて、治療を行っているにすぎない。また、病いの程度に対して薬の効果がどの程度得られるのか、医者にはわからない。したがって、治癒とは神をおいて医者などにできるものではない。

1316

命題：医者が[かかりつけ医として、]確知された(ma'lūm)複数年間雇用されることは適法である。なぜなら、それは期間が限られた(mahūdūd)労務('amal)だからである。そして、患者が治癒した際に、医者になにがしか[の報酬]が示されたが、それを事前に取り決めていなかった場合は、[それを受け取ることは]合法である。というのも、求めずして与えられたものは受け取るように、という預言者の命令があるからである。

1317

命題：井戸の掘削のための雇用は、土地が確知されて(ma'rūf)いようといなかりうと、完全に不適法である。なぜなら、その土地から固い石が出てくるかもしれないし、また、地盤が軟

弱であったり、強固であったりするかもしれないからである。これは不確知の労務である。あるいは、地下水 [が流れる地点] が掘削地点から遠いかもしれないし、または、掘削地点に隣接しているかもしれない。井戸の掘削のための雇用が適法となるのは、まず [労務の内容は確知されずに] 日雇いで雇われ、その後、井戸の掘削の労務を行うという場合にすぎない。なぜならその場合は、期間が限られることにより [掘削が] 確知された労務となり、被用者は、自身の労務可能な程度に応じて従事するだけだからである。神により成功がある。

1318

命題：仕立てのための雇われた被用者に対し、自身で糸を調達するよう条件づけることは不適法である。また、筆写生に対し、自身でインクを準備するよう条件づけること、大工に対し、自身で粘土や石材や石灰を準備するよう条件づけること、その他もすべて同様である。

上記は、アブー・ハニーファ、シャーフィイー、アブー・スライマーンの説である。これらが不適法であるのは、これらは賃約と売買が併存したものとなっており、一方の契約が他方の契約に条件付けられているからである。このような契約は、2つの観点から違法とされる。

第1に、このような条件は神の書にない条件であり、無効である⁽⁹⁾。

第2に、この場合は不確知の売買と不確知の賃約 [の併存] であるので、このような契約からは、売買に対してどのような効果が生じ、また賃約に対してもどのような効果が生じるか把握できない。したがって、これは財産を不当に貪ることにあたる。しかしもし、今述べたような場合の被用者が、雇用者との条件によらず自発的にそれら [の材料] を調達するのであれば、それは適法である。なぜなら、それは善行にあたるからである。大工を、その [大工が所有する] 道具とともに雇用することや、また、家具職人を、その [家具職人が所有する] 道具とともに雇用すること、筆写生を、その [書写性が所有する] 筆やハサミ、ナイフ、万力、インク壺とともに雇用すること、仕立て職人を、その [仕立て職人が所有する] 針やハサミとともに雇用すること、これらはみな適法であり、好ましい方法である。なぜなら、それら [人と道具が] すべて一体となった賃約となるからである。したがって、もしその内の一部が他人の所有物であった場合は、[このような賃約は] 不適法である。なぜなら、これにより道具に対してどのような効果が生じるか、また、労働者に対してもどのような効果が生じるか把握できないからである。これは、財産を不当に貪ることにあたる。神により成功がある。

なお、染色職人については、染色職人はただ生地をその [染色職人が所有する溶液の] 壺 (qidr) に浸すためだけに雇われるにすぎない。

1319

命題：住居、奴隷、駄獣その他を賃借した人がその後転貸した場合、原賃料よりも高い賃料

⁽⁹⁾ 狩野希望「イブン・ハズム著『伝承による装飾』より「賃約の書」(1)』」, 9頁参照。

であっても、低い賃料であっても、又は同額であっても、それらは合法であり適法である。同様に、何らかの労務のために雇われた金細工職人が、その労務を彼に代わって行う別の者を雇った場合に、[別の者を雇った賃金が] 原契約の賃金より高くても、低くても、同額でも、すべて合法である。この場合の賃金差額 (faḍl) は、[原被用者と下請け被用者の] いずれの側に発生しても適法である。ただし、その労務内容 (mu'āqada) が、原被用者自身とその場に住み込んだり、それを操ったり、又はその労務を行うというものである場合は別である。その場合は、労務が課される本人以外の者を雇用することは不適法である。[労務の下請けが適法であるのは] なぜなら、預言者がそれを禁じたということが伝えられていないからである。むしろこれは、預言者が賃約として命じたところの賃約にあたるのである。神により成功がある。

1320

命題：賃約と賃約の交換は適法である。例えば、[他人の] 住居を賃借する代わりに、[自身の] 住居を賃貸したり、[他人の] 奴隷の勤仕 (khidma) を得る代わりに、[自身の] 奴隷の勤仕を賃貸したり、又は、[他人の] 奴隷の勤仕や仕立て労務を得る代わりに、[自身の] 住居を賃貸したりするのがこれである。これらはみな適法である。なぜなら、預言者がそれを禁じた明文は伝えられていないからである。

上記は、マーリクの説である。しかし、アブー・ハニーファの説では、住居の賃約 (kirā') と住居の賃約との交換は不適法であるが、奴隷の勤仕との交換は適法とされる。これは不適正 (fāsid) な場合分けである。

[以下は、] この命題の前の命題についての議論の続きである。

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「次の伝承が伝えられている。『ある者を雇用し、その後、もとの賃金よりも高い賃金で、その被用者を別の者に貸し出した者について、イブン・ウマル ('Abd Allāh ibn 'Umar, d. 74/693-4) は、<賃金差額は、はじめの雇用者のものとなる>と言った⁽⁴⁰⁾。』

しかし [別の経路で伝わる伝承では、] イブン・ウマルは賃金差額を取ることを嫌った⁽⁴¹⁾。またイブラーヒーム [・ナハイ] は、『賃金差額は返還しなければならない。それはリバーである』と言った⁽⁴²⁾。ムジャーヒド (Mujāhid ibn Jabār, d. 103/721-2), イヤース・イブン・ムアーウィヤ (Iyās ibn Mu'āwiya al-Muzanī, d. 121-2/738-40), イクリマ ('Ikrima, d. 105/723-4) もこれを不適法とした⁽⁴³⁾。またズフリー (al-Zuhri, d. 124/742) は、かつてはこれを認めていたが、のちに嫌った⁽⁴⁴⁾。マイムーン・イブン・ミフラーン (Maymūn ibn Mihrān, d. 117/735-6), イブン・スィーリーン,

⁽⁴⁰⁾ Ibn Abī Shayba—'Abbād ibn al-'Awwām (d. 183/799-800)—'Umar ibn 'Āmir (d. 135/752-3)—Qatāda—Nāfi' (d. 117-20/735-8); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 786, no. 23627.

⁽⁴¹⁾ Ibn Abī Shayba—Wakī'—Shu'ba—Qatāda; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 787, no. 23628.

⁽⁴²⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 787, no. 23629; 788, no. 23635.

⁽⁴³⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 787, no. 23631; no. 23632; no. 23634.

⁽⁴⁴⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 788, no. 23636.

サイド・イブン・ムサイイブ (Sa‘īd ibn al-Musayyib, d. 94/712–3), シュライフ, マスルーク (Masrūq al-Ajda‘, d. 63/682–3), ムハンマド・イブン・アリー [・イブン・フサイン・バーキル], シャアビー (al-Sha‘abī, d. 103/721–2), アブー・サラマ・イブン・アブドゥッラフマーン (Abū Salama ibn ‘Abd al-Rahmān, d. 94/712–3) も嫌っている⁽⁴⁵⁾。なお, スライマーン・イブン・ヤサール, ウルワ・イブン・ズバイル (‘Urwa ibn al-Zubayr, d. 93–4/711–3), ハサン [・バスリー], アターはこれを許している。」

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「賃金差額の禁止を唱える人々は, 賃金差額はリバーの一種であると主張するが, その主張は無効である⁽⁴⁶⁾。むしろ, これは適正な (ṣahīḥ) な賃約である。ある代金を支払って購入したものをそれより高額で売却することと, なんらかの対価を支払って賃借したものをそれより高額で賃貸することとの間に違いはない。マリーク学派はその学祖の立場に反して, 賃金差額を批判する。これは, 彼らの説が対立しているがゆえである。というのも, イブン・ウマルは賃料差額を適法としなかったし, その主張について異論を唱える他の教友は知られていないからである。なお, アブー・ハニーファの説に従う者にはシャアビーがいる。」

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「この [アブー・ハニーファの] 説には, それを正しいとするだけの法的根拠 (dalīl) がない。また, タクリードを行うことも許されない。さらに驚くことに, 一部の者は, 『賃金差額はサダカに供すべきである』と主張するが, この主張は無効である。なぜなら, もし賃金差額を取得することが合法であったとしても, 自発的にサダカに供するのでない限り, その行為は本人を拘束しないし, 反対に, もし賃金差額を取得することが違法であったとしても, 自らが所有していないもの [であるその賃金差額] をサダカに供することは許されない。神により成功がある。」

1321

命題: トイレの清掃は, それを詰ませた当人 [である賃借人] に課せられ, 住居の所有者には課せられない。また, トイレの清掃を住居の所有者が行うという条件を付すことも不適法である。なぜなら, 他人の土地にゴミ, 汚物, あるいは物品を置いた者に [それらの撤去が] 課せられるからである。他人の土地とは他人の財産であり, このような [行為を他人の土地にする] ことは許されない。自身に権利のない場所では, [そのようなゴミ等を置いた場合は] 撤去しなければならない。また, 住居の所有者に [ゴミ等の撤去の] 条件を付すことについては, 2つの観点から無効である。第1に, それは神の書にない条件だからである。神の書にない条件は無効である。第2に, それ [らゴミ等] は分量が不確知だからである。そのような [不確知

⁽⁴⁵⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 788, no. 23637; no. 23639; no. 23641; no. 23640.

⁽⁴⁶⁾ ザーヒル学派の主張ではキヤースは否定されるため, 預言者の伝承で言及されている6品目 (金, 銀, 小麦, 大麦, ナツメヤシの実, 塩) のみがリバー財と解釈される。Ibn Ḥazm, *Muḥallā*, vol. 10, 299; *al-Iḥkām fī uṣūl al-ahkām*, Fawwāz Aḥmad Zamarfī and ‘Abd al-Rahmān Zamarfī (eds.), 8 vols. in 4, Bayrūt: Dār Ibn Ḥazm, 2016, vol. 7, 202–203; Muslim, *Sahīḥ Muslim*, vol. 4, 282–283, no. 1623/2, 1624, 1624/1 (ムスリム『サヒーフ・ムスリム』第2巻, 626).

のものに係る] 条件は不適正な条件である。神により成功がある。

1322

命題：隊商が宿泊し、その後また旅立っていくような隊商宿について、隊商宿の所有者は、トイレのための空間を用意することもできる。もし隊商宿の所有者がトイレを用意しない場合は、隊商宿の客らはおもてで用を足すこととなる。

1323

命題：トイレの掃除に対して賃金を支払うことは適法である。

上記が適法であることは、アブー・ハニーファ、マーリク、シャーフィイー、アブー・スライマーンの説からも明らかであり、神の使徒が一般に賃約を命じたことに基づいている。

しかし、次の伝承が伝えられている。「し尿の掃除夫が、し尿の掃除によって自分は結婚し、それによって稼ぎを得、それによってハッジを行ったとイブン・ウマルに伝えたと、イブン・ウマルは言った。『お前は汚らわしいし、お前の稼ぎも汚らわしいし、お前の結婚も汚らわしい。それを始めてからやめるまでずっと [汚らわしい] ⁽⁴⁷⁾。』」

また、次の伝承も伝えられている。「ある男がイブン・アッバースに言った。『私は以前は掃除夫でした。掃除をしてお金を稼ぎ、結婚をして、子供を持って、ハッジをしました。』イブン・アッバースは言った。『お前とお前の金は汚らわしい。お前の息子も汚らわしい⁽⁴⁸⁾。』」

イブン・ウマルとイブン・アッバース [による上記の見解] に対しては、教友からの異論は知られていない。そうであるならば、[イブン・ウマルとイブン・アッバースの見解に反対している] ハナフィー派やマーリク派は、教友たちの [合意が成立している] 見解を退けようとする場合、一体どこに [論拠を求めるといえるのだろうか]。神の使徒以外に、誰の言葉も論拠とはならないのである。

1324

命題：機織りに使う紡ぎ糸を、約定した一部分ずつ、例えば4分の1ずつや3分の1ずつのように分けて [被用者に] 渡すことは適法である。もし、雇用者と被用者が紡ぎ糸を共有しており、機織り職人が雇用主のいる場で機織りをするというのを両者で合意した場合、それは適法である。またもし、一方当事者がそれを拒否した場合は、義務ではない。機織り職人には、約定された紡ぎ糸を用い、報酬 (ajr) から織った分量に対応して賃料 [を得る権利] が発生し、仕事を完了することで約定した賃料全体の権利を得る。

同様に、仕立て職人に対し、市中に出回っている [任意の] 布地であれ指定された

⁽⁴⁷⁾ Sa'īd ibn Mansūr—Abū 'Awāna (d. 176/792)—al-Fuḍayl ibn al-Talḥa (没年不詳).

⁽⁴⁸⁾ Sa'īd ibn Mansūr—Mahdī ibn Maymūn—Wāṣil Mawlā Abī 'Uyayna (没年不詳)—'Amr ibn Harīm (没年不詳)—'Abd al-Ḥamīd ibn Maḥmūd (没年不詳).

(mu‘ayyanin) 布地であれ、布地を一部分ずつ渡すことは適法である。同様に、麦を挽くために同様に一部分ずつ渡すこと、また、オリーブの実を搾るために同様に「一部分ずつ」渡すこと、また同様に、そのオリーブの実の全体量が決まってい、そこから一部分ずつ「渡して搾らせるために人を」雇用すること、これらはみな適法である。また同様に、羊飼いを雇って、羊「の全頭数」のうちの約定した一部分の番をさせることも適法である。ただし、まだ生まれていない子羊「の全頭数のうち」の一部分の番をさせる「よう、生まれる前にあらかじめ定める」ことは不適法である。なぜなら、今述べたところはすべて、存在しているものに限った賃約だからである。いまだ発生していないものの賃約は不適法である。なぜならそれは、存在することになるかならないか分からない不確実 (gharar) なものだからである。

次の伝承が伝えられている。「イブン・アウン (‘Abd Allāh ibn ‘Awn, d. 151/767–8) はムハンマド・イブン・スィーリーンに、機織り職人に対して布地を3分の1と1ディルハム、又は4分の1、あるいは両方で合意した量を渡すことについて尋ねた。ムハンマド・イブン・スィーリーンは、『私が知る限り、問題はない』と言った⁽⁴⁹⁾。」

また、次の伝承が伝えられている。「スフヤーン [・サウリー] は言った。『ハカム [・イブン・ウタイバ] は、[全体の羊の頭数の] 3分の1ずつ、あるいは4分の1ずつの番をさせるために羊飼いを雇用することを許した⁽⁵⁰⁾。』」これはイブン・アビー・ライラー (Ibn Abī Laylā, d. 148/765) の説でもあり、また、ハサン [・バスリー] からも伝えられている。

また「別の経路でも、」イブン・スィーリーンの伝承と類似のものが伝えられている⁽⁵¹⁾。また「さらに別の経路でも、」イブン・スィーリーンおよびアターによる類似の伝承が伝えられている⁽⁵²⁾。

また同様に、次の伝承も伝えられている。「ハンマード・イブン・ザイド (Ḥammād ibn Zayd, d. 179/795) は言った。『私は、機織り職人に対して布地を3分の1ずつ、あるいは4分の1ずつ渡す場合について、アイユーブ・サフティヤーニー (Ayyūb al-Sakhtiyānī, d. 131/748–9) とヤアラール・イブン・ハキーム (Ya‘lā ibn Ḥakīm, 没年不詳) に尋ねた。彼らはそれを問題視しなかった⁽⁵³⁾。』」

また、次の伝承も伝えられている。「カタールダは、『機織り職人に、[布地を] 3分の1ずつ、あるいは4分の1ずつ渡すことは問題ない』と言った⁽⁵⁴⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「サイド・イブン・ムサイイブは、『ナツメヤシの木を[全体の本数の] 3分の1ずつ、あるいは4分の1ずつ管理することは、管理者がその果実を消

⁽⁴⁹⁾ Ibn Abī Shayba—Muḥammad ibn Abī ‘Adī (d. 194/809–10); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 430, no. 21849.

⁽⁵⁰⁾ ‘Abd al-Razzāq—Sufyān.

⁽⁵¹⁾ Ibn Abī Shayba—Ibn ‘Ulayya (d. 193/808–9)—al-Layth ibn Tha‘d (d. 175/791)—‘Atā’.

⁽⁵²⁾ Ibn Abī Shayba—‘Abd al-A‘lā (d. 184/800–1)—Ma‘mar ibn Rāshid (d. 154/770)—al-Zuhri; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 430, no. 21851.

⁽⁵³⁾ Ibn Abī Shayba—‘Abd al-Rahmān ibn Mahdī; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 431, no. 21855.

⁽⁵⁴⁾ Ibn Abī Shayba—Zayd ibn al-Ḥubāb (d. 203/818–9)—Abū Hilāl (d. 167/783–4); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 431, no. 21852.

費しない限りは問題ない』と言った⁽⁵⁵⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「サーリム (Sālim ibn ‘Abd Allāh, d. 106–8/724–7) は、『ナツメヤシの木について、その一部から [報酬が] 管理者に与えられる』と言った⁽⁵⁶⁾。」これは、イブン・アビー・ライラー、アウザーイー (al-Awzā‘ī, d. 157/774) およびライス (al-Layth ibn Tha‘d, d. 175/791) の説である。一方、イブラーヒーム [・ナハイー] はこれら [、果実の一部を管理者の報酬とする説としない説] をいずれも嫌った⁽⁵⁷⁾。ハサンは、2説の一方を嫌った⁽⁵⁸⁾。また、アブー・ハニーファ、マーリク、シャーフィイーはこれ [材料を一部分ずつ渡して雇用すること] を適法としなかった。

1325

命題：船の賃貸 (kirā‘) は、大型船であれ小型船であれ、約定した航程に応じて、積み荷が共有物 (mushā‘) であれ非共有物 (mutamayyiz) であれ、適法である。[積み荷が] 駄獣や子牛であった場合も同様である、船の所有者 [である賃貸人] は、船が航行した程度に応じて、積み荷が損傷してもしなくても、賃料を得る権利がある。なぜなら、これは契約内容が限定された労務だからである。

マーリクは、船が [目的地に] 到着しない限り、船の所有者は賃料を得られないとした。

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「この [マーリクの] 説は誤りである。マーリクの説は、賃料なしに船を使用することや、船の所有者本人の承諾 (ṭib) なしに船を使用することを合法としてしまっている。また、船とそこに積まれた駄獣との間に区別はないはずである。このマーリクの説は、クルアーンにもスンナにも、最も信頼性の劣る伝承 (riwāya saqīma) にも基づいていないし、マーリク以前の人物で我々が知りうる誰の説でもないし、キヤース (qiyās) でもなく、一理あるラアイ (ra’y) でもない。

また、船を漕ぐ勤仕のために人を雇うことも同様に適法であり、船が破損してもしなくても、水夫には労務した程度に応じて賃金が与えられる。神により成功がある。」

1326

命題：もし、海が荒れており、船が難破することを恐れて水夫たちが重量の重い荷を [船外へ] 捨てて船を軽くした場合、水夫たちは捨てた荷について損失を負担 (damān) しない。なぜならば、水夫たちは自らの身の安全を図ることが命じられているからである。神は言っている。「またあなたがた自身を、殺し (たり害したりし) てはならない。」(Q4:29)

⁽⁵⁵⁾ Ibn Abī Shayba—‘Abda ibn Sulaymān al-Kilābī (d. 187/803)—Sa‘īd ibn ‘Arūba (d. 155–9/771–6)—Qatāda; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 429, no. 21843.

⁽⁵⁶⁾ Ibn Abī Shayba—Ismā‘īl ibn ‘Ulayya—Ayyūb al-Sakhtiyānī—al-Fuḍayl; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 429, no. 21845.

⁽⁵⁷⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 430, no. 21846.

⁽⁵⁸⁾ イブン・アビー・シャイバによれば、ハサンは管理者に報酬を与えない場合を否定している。Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 429, no. 21844.

また、神はこのようにも言っている。「自分の手で自らを破滅に陥れてはならない。」(Q2:195) 神により命じられたことを行う者は善行を行う者 (muḥsin) である。神は言っている。「善い行いをする者に対しては(非難される) 筋はない。」(Q9:91)

マーリクは次のように言った。「商売のために [商品として船に] 積まれていたものは補償されるが、食糧や [船自体の] 財産については補償されない。また、その船に財を載せていた者でなければ、いかなる損失も負担しない。」

この説はまったく支離滅裂である。どんな法的根拠もないし、マーリク以前の人物でこのような主張をしている者を我々は知らない。神により成功がある。

また、[積み荷の中に] 重量の重い荷のほかにも重量の軽い荷があり、そして、もし重量の重い荷を捨ててしまうと不都合な事態が長引き、そのために船が沈没するおそれがあり、また、重量の軽い荷を捨てることにより船の救出が見込まれる場合は、重量の軽い荷を捨てること [による損失は補償されない]。これは、我々が述べた理由に基づく。

また、重量の重い荷を捨てることができたにもかかわらず重量の軽い荷を捨てた者は、その投げ荷による損失を負担する。ただし、その荷を捨てた者以外の者は、捨てた者とともに損失を負担することはない。これは、預言者の言葉。「あなた方の生命と財産は犯すべからざるものである」に基づく⁽⁵⁹⁾。動物を捨てることは、そうすることで船体とともに水夫の救助も確実となるという必要性 (darūra) がない限りは行ってはならない。人間が捨てられることは、信仰者 (mu'min) であれ不信仰者 (kāfir) であれ、決してありえない。なぜならば、こちらに不正 (zulm) を働いていない相手に対して不正を働き、自身から不正を取り除こうとすることは許されないからである。そこで、船体に対して [負荷をかけているほどの] 重量の重い財が捨てられることを拒む者は、他の乗員らに不正を働く者である。したがって、彼が他の乗員らに不正を働くことに対抗し、自らの破滅 (halāk) を取り除くことは、[他の乗員らの] 義務 (fard) である。

1327

命題：ハンマームの賃貸は適法であり、井戸や水路はその従物である。ただし、ハンマームの中にある備品を含めて賃約の目的とする契約は不適法であり、それは客へのもてなしとして提供されなければならない。もし、ハンマームの所有者が [客から] 支払われた金銭に同意しない場合、客が [ハンマームから] 出た後、客がハンマームにとどまっていた時間に対応する [相場の] 賃料の支払い義務が発生する。というのは、客が目的物を完全に受領するまでは、ハンマームに滞在する時間は不確定であり、不確定の労務を目的とする賃約は不適法だからである。これは、両当事者が自分たちの合意点を知らないということであり、不当に財産を貪る

⁽⁵⁹⁾ al-Bukhārī, *Sahīh*, vol. 1, 242–243, no. 68; vol. 2, 484–487, no. 1748, 1750, 1751; vol. 9, 357–358, no. 7443 (ブハーリー『ハディース』上巻, 43 ; 460–462 ; 下巻, 373) ; Muslim, *Sahīh*, vol. 3, 461–468, no. 1231/13; vol. 4, 423–426, no. 1724, 1724/1 (ムスリム『サヒーフ・ムスリム』第2巻, 313; 720).

ことにあたるからである。神により成功がある。

1328

命題：住居を賃借し、その〔敷地〕内に水車や果樹があった場合、水車の引く〔水量〕が少なくても多くても、果樹に実がついてもつかなくても、またその実が熟しても熟さなくても、その賃約〔の目的物〕の中にそれらを追加することはまったく不適法である。なぜならばその住居を賃借する契約は、果樹が実をつけたりその実が熟したりする前に結ばれたものだからである。このような契約は果樹栽培契約 (musāqā) 以外では許されない。また、実が熟した後は売買以外は許されず、賃約は許されない。なぜならば賃約では、物自体 (‘ayn) が所有されて消費されることは決してありえず、一方売買では、物自体すなわち基体 (raqaba) が所有されるからである。この命題の例は、対価が不確知の売買と、〔同じく〕対価が不確知の賃約〔が併合したもの〕であり、これはあらゆる観点からみて違法である。

上記は、アブー・ハニーファ、シャーフィイー、およびアブー・スライマーンの説である。

1329

命題：共有物の賃貸借は適法である。分割可能なものであれ分割不能なものであれ、また、共有者からの賃借であれ共有者ではない者からの賃借であれ、また、共有者とともに賃借するのであれ共有者を除いて賃借するのであれ、適法である。

上記は、マーリク、シャーフィイー、アブー・ユースフ、ムハンマド・イブン・ハサン〔・シャイバーニー〕 (Muḥammad ibn al-Ḥasan al-Shaybānī, d. 189/805)、アブー・スライマーン等の説である。一方アブー・ハニーファは、「共有物の賃貸借は、分割可能なものであれ分割不能なものであれ不適法であるが、ただし、共有者から賃借する場合は別である」と言っている。また、次のようにも言っている。「共有物を質物 (rahn) とすることは、分割可能なものであれ分割不能なものであれ、また、共有者のもとに留置するのであれ共有者ではない者のもとに留置するのであれ、不適法である。したがって、もし〔共有者である〕2人が一緒に1つ〔の共有物〕を質に入れる場合、それは適法である。」さらに、次のようにも言っている。「共有物を贈与 (hiba) することは、複数の住居や2つの土地といった分割可能なもの場合は不適法であるが、剣や真珠等といった分割不能なもの場合は適法である。」またアブー・ハニーファは、共有物の売買は、分割可能なものであれ分割不能なものであれ、また、共有者から買うのであれ共有者ではない者から買うのであれ、適法とした。一方ズファル (Zufar ibn al-Hudhayl, d. 158/774-5) は、共有者からの賃借であれ共有者ではない者からの賃借であれ、共有物の賃貸借を不適法とした。このような分類はまったくの不適正であり、無効な主張であり、法的根拠に基づかない矛盾である。我々は、アブー・ハニーファの以前の誰からもこのような主張が唱えられたという事を知らない。また、これに関する彼らハナフィー派の議論には、「共有物の利用は、用益

分割 (muhāya'a) による以外には不可能であり、この場合、共有者の持分 (ḥiṣṣa) に応じて [輪番等により] 利用される」という主張しかない。

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「これは、売買 (bay') や所有 (tamalluk) に関して彼らが [勝手に] 付け加えた [主張] である。しかし、[共有物かそうでないかで] 違いはない。預言者は賃約を命じたが、その際、共有物を共有物以外の物から区別しなかったのである。『また (自分の) 望むことを言っているのでもない。それはかれに啓示された、御告げに外ならない』(Q53:3-4) や、『あなたがたの主は決して忘れられない』(Q19:64) [という神の言葉のとおりである]。神のおかげをもって宗教はすでに完全であり、我々にはアブー・ハニーファやその他の者のラアイは不要である。神により成功がある。」

1330

命題：独立被用者 (ajir mushtarak) ⁽⁶⁰⁾も専属被用者 (ajir ghayr mushtarak) ⁽⁶¹⁾も、また職人 (ṣāni') も、[自らの責任によらない] 損失を負担しない。ただし、[被用者に] 踰越や懈怠があったと示された場合は別である。このような場合は、被用者の主張に反論する証言 (bayyina) がなされない限り、被用者は [その損失の発生の責任が自身にはないと] 宣誓 (yamīn) を行う。もし、被用者に踰越や懈怠があったという証言がなされた場合は、その被用者は損失を負担する。ただし、このような場合でも被用者には、彼が行ったことが判明している労務の分の賃金が支払われる。もし、証言がなされなかった場合は、その [損害を受けた] 物 (matā') の所有者は、被用者が行ったと主張するとおりの労務を行ったかどうかを自分は知らないと言明を行う。これにより、その物の所有者は損失を負担しない。

上記についての明証 (burhān) は、「あなたがたの間で、不法にあなたがたの財産を貪ってはならない」(Q2:188, 4:29) という神の言葉である。職人や被用者の財産は他人が犯してはならないものである。したがって、もし被用者に踰越や懈怠があった場合は、それと同等の物 (mithl) をもって賠償しなければならない。というのも被用者には、踰越した物の保存が課せられるからである。被用者は、報酬が伴うのであれ伴わないのであれ、労務を加えるよう求められた物を保存しなければならない。これは、預言者が財産の浪費 (idā'a) を禁じたこと、および、[法廷において、] 原告に対しては証人を立てるよう定め、被告に対しては、否認する場合には宣誓を行うよう定めたことに基づいている⁽⁶²⁾。賠償 (gharāma) を求められた者、あるいは賠償が課せられた者、つまりこれは被告のことであるが、被告は宣誓を行うことのみが神の定めであり、

⁽⁶⁰⁾ 複数の者から仕事を引き受ける被用者をいい、仕事の完成により賃料の請求権が生じる。職人等がこれにあたる。

⁽⁶¹⁾ 1人の者から仕事を引き受ける被用者をいい、期間の定めにより賃料の請求権が生じる。使用人等がこれにあたる。

⁽⁶²⁾ al-Bukhārī, *Saḥīḥ*, vol. 3, 520, no. 2685 (ブハーリー『ハディース』上巻, 722-723); Muslim, *Saḥīḥ*, vol. 4, 471-472, no. 1757, 1757/1, 1758 (ムスリム『サヒーフ・ムスリム』第2巻, 753)。また、クルアーン第2章第282節参照。

また原告は、他人の財産について自身に権利があることを立証する証人を立てることが神の定めなのである。

この問題に対しては見解の相違がある。ある一派 (tā'ifa) は、我々が述べたことと同様の主張を行っている。

次の伝承が伝えられている。「イブラーヒーム・ナハイーは、『職人は [自らの責任によらない] 損失を負担しない。縮絨職人 (qaṣṣār) も [同様に] 損失を負担しない』と言った。あるいは、『仕立て職人や、その他これ類する職人は、[自らの責任によらない] 損失を負担しない』と言った⁽⁶³⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「蜂蜜の瓶の運搬のために雇われた者がいて、その瓶が [その運搬人の責任によらずに] 割れた場合について、ヤズィード・イブン・アブドゥッラー・イブン・マウハブ (Yazīd ibn 'Abd Allāh ibn Mawhab, 没年不詳) は、『運搬人は損失を負担しない』と言った⁽⁶⁴⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「ムハンマド・イブン・スィーリーンは、『被用者は懈怠による以外の損失を負担しない』と言った⁽⁶⁵⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「シャアビーは、『月極め契約の被用者は [自らの責任によらない] 損失を負担しない』と言った⁽⁶⁶⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「シャアビーは、『縮絨職人は自ら加えた損失以外は負担しない』と言った⁽⁶⁷⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「シャアビーは、『職人は自ら害したことによる損失以外は負担しない。また、それと等しい損失についても負担しない』と言った⁽⁶⁸⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「シュライフは、『水夫は [船の] 沈没、船体の損傷による損失を負担しない』と言った⁽⁶⁹⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「ハサン・バスリーは、『縮絨職人は自ら [労務の対象物である布地を] 損なった場合は、損失を負担する』と言った。ただし彼は、沈没や船体の損傷、海賊による損失については、[水夫に] それを負担させなかった⁽⁷⁰⁾。」

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「以上は、我々の説の根拠となる明文である。」

⁽⁶³⁾ al-Shu'ba—Ḥammād ibn Abī Sulaymān (d. 120/737–8).

⁽⁶⁴⁾ Ḥammād ibn Salama—Jabala ibn 'Atīya (没年不詳).

⁽⁶⁵⁾ Ibn Abī Shayba—Azhar al-Sammān (d. 203/818–9)—'Abd Allāh ibn 'Awn.

⁽⁶⁶⁾ Ibn Abī Shayba—Ismā'īl ibn Sālim (没年不詳); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 230, no. 20751.

⁽⁶⁷⁾ Ibn Abī Shayba—Wakī'—Sufyān al-Thawrī—Muṭarrif ibn Ṭarīf (d. 142/759–60); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 337, no. 21338.

⁽⁶⁸⁾ 'Abd al-Rahmān ibn Mahdī—Sufyān al-Thawrī—Muṭarrif ibn Ṭarīf; 'Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 7, 17, no. 15767.

⁽⁶⁹⁾ Ibn Abī Shayba—Ḥafṣ ibn Ghiyāth—Ash'ath—Ibn Sīrīn; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 230, no. 20752. なお、上記『ムサンナフ』では、船体の損傷 (kharq) ではなく火災 (ḥaraq) となっていたが、本稿では底本に従い kharq として訳した。

⁽⁷⁰⁾ Ibn Abī Shayba—'Abd al-A'lā—Yūnus ibn 'Ubayd (d. 139/756–7); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 337, no. 21334.

また、次の伝承も伝えられている。「ターウース (Tāwūs ibn Kaysān, d. 106/724–5) は、縮絨職人に [自らの責任によらない] 損失を負担させなかった⁽⁷¹⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「イブン・シュブルマ (Ibn Shubruma, d. 144/761) は、『職人は自ら害したことによる損失以外には負担しない』と言った。また、カタータは、『懈怠があった場合は損失を負担する』と言った⁽⁷²⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「ハンマード・イブン・アビー・スライマーン (Ḥammād ibn Abī Sulaymān, d. 120/737–8) は、職人に [自らの責任によらない] 損失を負担させなかった⁽⁷³⁾。」
 以上は、アブー・ハニーファ、シャーフィイー、ズファル、アブー・サウル (Abū Thawr, d. 240/854)、アフマド [・イブン・ハンバル]、イスハーク [・イブン・ラーハワイヒ] (Ishāq ibn Rāhwayh, d. 238/853)、ムザニー (Ismā‘īl ibn Yahyā al-Muzanī, d. 264/878)、そしてアブー・スライマーンの説である。

一方、別の一派は、「職人はみな自ら害したことによる損失と、自ら害したことによらない損失を負担する」と主張する。

次の伝承が伝えられている。「ウマル・イブン・ハッターブは、職人に [自らの責任によらない] 損失を負担させた⁽⁷⁴⁾。なお、ここでいう職人とは、自らの手で労務を行う者を意味する。

また、次の伝承も伝えられている。「ヒラース・イブン・アムル (Khilās ibn ‘Amr al-Hijrī, d. before 100/719) によれば、アリー・イブン・アビー・ターリブは、被用者 (ajir) に [自らの責任によらない] 損失を負担させていた⁽⁷⁵⁾。」

また、次の伝承も伝えられている。「[ムハンマド・バーキルによれば、] アリーは縮絨職人や金細工職人に [自らの責任によらない] 損失を負担させていた。また、それ以外では人々に [財産権上の] 和解 (sulh) を課すことはなかった⁽⁷⁶⁾。」

また、アリーについては、「家具職人に [自らの責任によらない] 損失を負担させた」とも伝えられている⁽⁷⁷⁾。

また、シュライフも、被用者および縮絨職人による損失負担を主張している⁽⁷⁸⁾。

また、イブラーヒーム [・ナハイ] も同じく、職人による損失負担を主張している。また、アブドゥッラー・イブン・ウトゥバ・イブン・マスウッド (‘Abd Allāh ibn ‘Utba ibn Mas‘ūd, d. 70/689–90) も同様に主張している⁽⁷⁹⁾。

またマクフル (Makhūl, d. 118/736–7) も、すべての被用者は [自らの責任によらない] 損失

⁽⁷¹⁾ Sa‘īd ibn Mansūr—Muslim ibn Khālid (d. 179/795–6)—‘Abd Allāh ibn Abī Najīh (d. 130/747–8).

⁽⁷²⁾ ‘Abd al-Razzāq—Ma‘mar ibn Rāshid; ‘Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 7, 17, no. 15766.

⁽⁷³⁾ ‘Abd al-Razzāq—Sufyān al-Thawrī.

⁽⁷⁴⁾ ‘Abd al-Razzāq—その師—al-Layth ibn Sa‘d—Ṭalḥa ibn [Abī] Sa‘īd (d. 157/773–4)—Bukayr ibn ‘Abd Allāh ibn al-Ashajj (d. 122/739–40); ‘Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 7, 17, no. 15770.

⁽⁷⁵⁾ Ḥammād ibn Salama—Qatāda.

⁽⁷⁶⁾ Ibn Abī Shayba—Ḥātim ibn Ismā‘īl (d. 186/802–3)—Ja‘far ibn Muḥammad al-Ṣādiq (d. 148/765); Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 336, no. 21330.

⁽⁷⁷⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 335, no. 21328.

⁽⁷⁸⁾ ‘Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 7, 17, no. 15771; Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 336, no. 21330, 21331.

⁽⁷⁹⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 337, no. 21336.

を負担すると述べており、利用者が自身の家畜をつなぎ留めておくことのできるような宿屋の所有者の主人 [であり、その家畜の管理を請け負っている者] は、[自らの責任によらずに家畜が脱走した場合の] 損失を負担するとした⁽⁸⁰⁾。これはイブン・アビー・ライラーの説でもあり、彼は、船の所有者 [であり、積み荷の運搬を請け負っている] 者は、[その者の責任によらずに] 船内で積み荷が滅失した場合は、その損失を負担するとした。

また別一派は、「報酬を得る者はすべて、[自らの責任によらない] 損失を負担する」と主張している。この説は、アリー [・イブン・アビー・ターリブ]、アブドゥッラフマーン・イブン・ヤズィード (‘Abd al-Rahmān ibn Yazīd al-Anṣārī, d. 93/711-2 or 98/716-7)、その他の者が唱えている。

別一派は、「独立被用者、つまり非専属の (‘āmm) の被用者であり特定の労務のために雇用される者は、[自らの責任によらない] 損失を負担するが、専属被用者、つまり特定の期間を定めて雇用される者は、[自らの責任によらない] 損失を負担しない」と主張している。これは、アブー・ユースフおよびムハンマド [・シャイバーニー] の説である。また、イブラーヒーム [・ナハーイー] も、独立被用者が [自らの責任によらない] 損失を負担する説を唱えているが、専属被用者が [自らの責任によらない] 損失を負担する説については唱えていない⁽⁸¹⁾。

さらに別一派は次のように主張する。すなわち、職人は原因が [自身に帰せられることが] 明らかでない毀損について、その損失を負担する。ただし、その職人の行為によらず自然に対象物が毀損したという証言がなされた場合は、損失を負担しない。また、その毀損の原因が明らかだとしても、彼が踰越を犯したという証言がなされない限りは、その損失を負担しない。これはマーリク・イブン・アナスの説である。

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「マーリクの説については、その論拠はまったく不明である。クルアーンにもスンナにも、最も信頼性の劣る伝承にも基づいていないし、マーリク以前のどんな人物の説でもないし、キヤースによるものでもない。このような説には考慮すべきところはない。しかも彼ら [マーリク学派] は、自分たちのこの説は人々のための予防 (iḥtiyāt) の意図であると言っているのだから、彼らに対して疑念を抱かざるをえない。

彼らに対しては、我々はこのように反論する。人々の予防のためと言うならば、寄託物 (wadā’i) の危険負担を主張すべきである、と。現に、ウマル・イブン・ハッターブがアナス・イブン・マーリクに危険を負担させたという確かな先例もある。[職人に危険を負担させて] 職人よりも依頼主のための予防を優先させようとする主張についても同様であり、どれも理屈が通っている。ある者が彼ら [職人に危険を負担させる論者たち] の説をひっくり返し [、受寄者に危険を負担させ、職人には負担させないとしても]、その者と彼らの説のいずれも相手に対して優位性を持たない。それは、次のように唱える者についても同様である。「私は、目的物が彼 [職人] の行為や踰越によらずして毀損したという立証がない場合を除いては、毀損の原因が [彼に帰せられることが] 明らかな物について彼に損失を負担させる。また、彼の踰越を

⁽⁸⁰⁾ ‘Abd al-Razzāq, *Muṣannaf*, vol. 7, 19, no. 15781.

⁽⁸¹⁾ Ibn Abī Shayba, *Muṣannaf*, vol. 7, 337, no. 21336.

原因として目的物が滅失したということに対する有徳な証人による証言がなされない限り、滅失の原因が明らかでない物については彼に危険を負担させない。」もっともこの説の方がより周到に考えられている。実際、アブー・ハニーファおよびムハンマド・イブン・ハサン〔・シャイバーニー〕はこのように主張している。

以上は、彼らマーリク学派がウマルおよびアリー・イブン・アビー・ターリブの説と相違する点である。ウマルとアリーに対しては、教友たちからの異論は知られていない。教友たちはこのとおり、彼らの見解が一致した場合はそれが尊重される。しかし、[多くの]人々は誤った主張を押し通すキヤースの徒である。

一部のキヤースの徒はこのように主張している。「預託財は3種類に分かれる。1種目は、預託者のみはその財から利益を得、受託者は利益を得ないような財である。このような財については、寄託物の場合と同様に[受託者は]その危険を負担せず、それ以外から生じたものはすべて返還しなければならないということで我々の見解は一致している。

2種目は、預託者と受託者がともにその財から利益を得るような財である。このような財については、キラード (qirād)⁽⁸²⁾の場合と同様に、[受託者は]その危険を負担せず、それ以外から生じたものはすべて返還しなければならないということで我々の見解は一致している。この種の財としては、担保 (rahn) や職人に預けられる材料が挙げられる。

3種目は、受託者のみはその財から利益を得るような財である。このような財については、消費貸借 (qard) の場合と同様に、[受託者は]その危険を負担する。これに類する財としては使用貸借 (‘ariya) が挙げられる。」

アリー〔・イブン・ハズム〕は言った。「もし、この世界でキヤース〔という手法〕が真正なものであったとしたら、このようになるだろう。しかし彼らの説には、従うべき伝承はなく、認められるべきキヤースもない。神により成功がある。」

1331

命題：内容が約定され、ズィンマ (dhimma) のなかに定められ保証されたものに係る賃約や、程度や量が特定され区別され確知されている特定物 (‘ayn) に係る賃約でないものは不適法である。これは、ウスマーン〔・イブン・アッファーン〕およびその他の者による説である。

アリー〔・イブン・ハズム〕は言った。「マーリクは、食事の提供を対価とした雇用を適法とした。この説は、『私はかつてガズワーンの娘⁽⁸³⁾に雇われて、食事を与えてもらう代わりにラクダを引いたりしていた』というアブー・フライラの伝承に基づいている⁽⁸⁴⁾。」

⁽⁸²⁾ 利子 (ribā) を回避した投資貸付方式。資金提供者と事業者は、あらかじめ定めた比率に従って損益を分配する。ムダーラバ (muḍāraba) に同じ。

⁽⁸³⁾ ウトゥバ・イブン・ガズワーン (‘Utba ibn Ghazwān, d. 17/638) の姉妹で、後にアブー・フライラと結婚するブスラ・ビント・ガズワーン (Busra bint Ghazwān, 没年不詳) のこと。

⁽⁸⁴⁾ Abū ‘Abd Allāh Muḥammad ibn Yazīd b. Māja al-Qazwīnī, *al-Sunan*, 4 vols., al-Qāhira: Dār al-Ta’šīl, 2014, vol. 2, 516, no. 2451.

アリー [・イブン・ハズム] は言った。「このようなものは親切によるものであって、拘束力のある契約に基づくものではない。拘束力のある契約については、確知されていないものが伴ってはならない。食事は、柔らかいものから固いものから中間のものまでさまざまである。また、味付けもさまざまである。また、食べ方も人によりさまざまに異なる。これは不確知性であり、許されない。神により成功がある。」

神のおかげをもち、「賃約の書」を終える。

(学習院大学非常勤講師／Part-time Lecturer, Gakushuin University)